

東池袋まちづくりについて

1. 事業概要

東池袋エリアの新たな拠点形成とともに隣接する木造住宅密集地域における都市防災機能の向上を図るため、造幣局敷地等の有効活用による都市再生事業を推進する。

造幣局東京支局敷地の有効活用にあたっては、防災公園及び市街地の整備を行う。

防災公園と市街地部分の整備を一体的に実施する UR 都市機構の『防災公園街区整備事業制度』を活用することで、防災公園のみならず、市街地部分を含めた事業の実現性を確保し、効果的に事業を展開する。

2. 検討経緯等

H19.10.23 要望書提出「独立行政法人造幣局東京支局の有効活用について」(区⇒造幣局)

- ・ 東京支局を存置しつつ、街づくりに貢献する形で、有効活用を検討願いたい。

H19.12.24 独立行政法人整理合理化計画(閣議決定)

- ・ 東京支局について、豊島区の存置の意向等を踏まえつつ、国の資産債務改革、土地の機会費用等の観点から、有効活用の可能性について検討する。

H20.3.31 独立行政法人造幣局の中期計画(認可)

- ・ 豊島区が東京支局の存置、及び街づくりに貢献する形での有効活用についての意向を示していることを踏まえつつ、国の資産債務改革、土地の機会費用、造幣局全体の効率化等の観点から、更なる有効活用の可能性について検討する。

H20.6.18 東池袋まちづくり懇談会 発足〔～H21.3.13 3回開催〕

(目的) 東池袋の再編整備に向けて、関係者間で課題の共有と基本的方向性に関する検討及び想定される事業への参画等の意向確認を行う。

(参加者) 豊島区・日本郵政(株)・(独)造幣局・(株)サンシャインシティ・UR 都市機構

H20.9.17 豊島副都心開発調査特別委員会報告〔東池袋まちづくり懇談会〕

H21.11.20 東池袋まちづくり協議会 発足〔～H24.8.30 8回開催〕

(目的) 東池袋地域の新たな拠点形成に資するまちづくりを推進するため、まちづくりに係る課題の確認や再編整備に関する検討を行う。

(参加者) 豊島区・日本郵政(株)・(独)造幣局・(株)サンシャインシティ・UR 都市機構

H21.12.15 豊島副都心開発調査特別委員会報告〔東池袋まちづくり〕

H22.4.27 豊島副都心開発調査特別委員会報告〔東池袋まちづくり協議会の検討経緯〕

H22.12.7 独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針(閣議決定)

- ・ 東京支局については、豊島区の存置の意向等を踏まえ、豊島区の再開発事業の検討に参画しつつ、有効活用の可能性について引き続き検討する。

H23.5.20 要望書「独立行政法人造幣局東京支局の有効活用について」(区⇒造幣局)

- ・ 本区が重点政策として邁進する都市再生への意気込みを充分にご理解いただき、東京支局敷地の再開発事業を効率的に進めるため、移転を含めた幅広い選択肢も視野に入れた有効活用の検討への協力を願いたい。

H23.6.15 豊島副都心開発調査特別委員会報告〔東池袋まちづくり〕

H23.6.21 第6回東池袋まちづくり協議会〔整備検討の部会設置〕

H23.10.7 第1回東池袋まちづくり推進部会〔導入機能等検討〕

H23.11.2 第2回東池袋まちづくり推進部会〔導入機能、まちづくり構想等検討〕

H23.12.12 第7回東池袋まちづくり協議会〔第1、2回部会報告〕

H23.12.15 豊島副都心開発調査特別委員会報告〔東池袋まちづくり〕

H24.6.4 第3回東池袋まちづくり推進部会〔導入機能等検討〕

H24.8.21 第4回東池袋まちづくり推進部会〔まちづくりの考え方等検討〕

H24.8.30 第8回東池袋まちづくり協議会〔第3、4回部会報告〕

H24.9.25 造幣局公表「東京支局の移転に向けた用地取得交渉の開始」

(移転候補地)

埼玉県さいたま市大宮区北袋町(三菱マテリアル㈱所有地内)

(移転スケジュール)

平成28年度期初からの操業開始を目指す。

H25.3.28 さいたま市移転用地の土地売買契約(造幣局)

H25.4.10 要望書「独立行政法人造幣局東京支局の防災都市づくりに資する有効活用の早期実現について」(区⇒造幣局)〔資料1〕

3. 今後の目標スケジュール

区からの要望書の提出を契機として、造幣局による東京支局の移転を含めた具体的な検討と並行して、造幣局の再編整備について、周辺との機能連携を踏まえた事業フレーム等について、段階的な合意形成を図り、事業化を目指す。

H25.4.1 造幣局第3期中期計画スタート(H25年度～H29年度)

H25年度 区・造幣局・URの中間合意

H26年度～ 防災公園用地取得〔区〕、都市計画決定〔地区計画・防災公園等〕

H27年度 区・造幣局・URの最終合意

H28年度 造幣局東京支局移転・解体・土壌改良

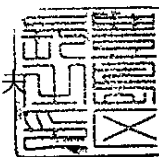
防災公園実施設計

H29年度～ 防災公園整備・市街地整備

(写)

25 豊都都発第 42 号
平成 25 年 4 月 10 日独立行政法人造幣局
理事長 新原 芳明 様

豊島区長 高野 之夫



独立行政法人造幣局東京支局の防災都市づくりに資する有効活用の早期実現について

日頃より豊島区政に格別のご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

豊島区は、首都直下地震の切迫性や東海・東南海・南海の連動地震の発生等が懸念されるなか、東日本大震災の教訓を踏まえつつ、危機感を持って震災対策に取り組んでおります。

昨年 3 月には、「総合的な震災対策の推進に向けた基本方針」を策定し、平成 25 年度までの 3 か年で重点的に取り組む震災対策として帰宅困難者対策など 10 項目にわたる具体的な取り組みを区民に示しました。また同方針では、高度な防災機能を備えた都市づくりに向けて、貴法人東京支局敷地の有効活用による 1 ヘクタールを超える防災公園の創出を、都市整備等における今後の方向性を提起する中で位置付けています。

こうした取り組みの成果として、本年第 1 回区議会定例会では、「防災対策基本条例」及び「震災復興の推進に関する条例」の議決を得たところです。

また、昨年 1 月にスタートした東京都の「木密地域不燃化 10 年プロジェクト」が、平成 32 年度までの重点的・集中的な災害に強い都市づくりへの取り組みとして、本年 4 月から本格的な事業実施段階を迎えます。本区では、貴法人東京支局に隣接する東池袋四・五丁目地区が不燃化特区先行実施地区に選定されるとともに、木造住宅密集地域の都市計画道路の整備を進める特定整備路線として 5 路線 7 区間、約 6 km が選ばれていることから、これらプロジェクトを実施する予算を平成 25 年度当初に計上し、区面積の 4 割を占める木造住宅密集地域の改善に積極的に挑戦する決意であります。

その中で、東京支局敷地は、木造住宅密集地域を形成する東池袋四・五丁目地区と池袋副都心区域の境界に位置していることから、木造住宅密集地域の改善に資することはもとより、池袋副都心の魅力と活力を高める都市再生事業の資源としても不可欠な存在であります。

豊島区は、これまでの東池袋まちづくり協議会及び同推進部会での検討を踏まえ、東京支局敷地を活用した防災拠点形成する文化と賑わいによる池袋の新たな魅力創出を目指しており、ヘリポートを備えた防災公園の創出や、災害時の機能連携を加味した市街地整備により、災害時と平常時の両面から、賑わいを兼ね備えた高度防災都市を一日でも早く実現させ、切迫性が高まる首都直下地震への備えを磐石なものとする中で、区民の生命と財産を守りぬく区の責務を果たしていかなければなりません。

貴法人におかれましては、昨年 9 月 25 日に東京支局の移転に向けた用地取得交渉を本格化する旨の公表をした上で、本年 3 月 28 日には移転先用地を取得されました。本区が重点政策として推進してきた高度防災都市づくりを十分にご理解いただいたものと深く感謝を申し上げます。

今後は、平成 28 年度からの移転先での操業が始まったのち、東京支局敷地の都市再生事業を迅速に進めて行く必要があります。そのために本区は、具体的な街づくり方針を策定し、これに基づく都市計画手続きを進めてまいります。

つきましては、街づくり方針の前提となる基本的な事項についての合意書を貴法人と本区との間で早期に締結し、東京支局敷地の有効活用を実現していくことができますよう強くお願い申し上げます。